◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第494号（H31.3.1）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝2件（2月22日～2月28日分）
(1)法人タクシーの酒気帯び事故
(2)法人タクシー（ハイヤー）の死傷事故
2.トピック
(1)貸切バス会社の安全性を検索できるサイトを開設～利用者が安全に取り組むバス会社を選択しやすくなります～（新着情報）
(2)天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係るテロ対策の徹底について
(3)大型自動車等の車輪脱落事故防止について【関東運輸局発】
(4)ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について（再徹底）【東北運輸局発】

◇◇◇

1.重大事故等情報＝2件（2月22日～2月28日分）
(1)法人タクシーの酒気帯び事故
2月28日（木）午後5時00分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、対向車とのすれ違いのため後退したところ、歩行者と接触した。
この事故により、歩行者が軽傷を負った。
事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

(2)法人タクシー（ハイヤー）の死傷事故
2月28日（木）午後10時56分頃、東京都の国道交差点において、都内に営業所を置くハイヤーが迎車のため運行中、青信号で直進する際、右方向から赤信号で交差点に進入してきた自転車と衝突した。
この事故により、自転車の運転者が死亡した。

上記2件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷1名（速報値）

◇◇◇

---

(2)天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係るテロ対策の徹底について
（配信日：H31.2.22）

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典につきましては、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）等に基づき、本年2月24日に国立劇場において挙行される「天皇陛下御在位三十年記念式典」をはじめとする式典等が挙行される予定です。
我が国に対する国際テロの脅威が継続する中で、これらの式典等には多数の外国要人等の来日も見込まれております。
自動車運送事業者の皆様におかれましては、交通機関、交通関係施設、多数の人が集まると予想される施設、重要施設の警戒・警備等、改めてテロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

---

(3)大型自動車等の車輪脱落事故防止について【関東運輸局発】
（配信日：H31.2.15）

平成30年度（昨年４月～１月）に関東運輸局管内の事業者において発生したホイール・ボルト折損やホイール・ナットの緩み等による大型自動車の車輪脱落事故件数は10件であり、前年度の発生件数5件と比較して多い状況となっており、一部では脱落したタイヤとの接触により負傷者も出ています。
この10件を見ると、10月に3件、12月以降に5件発生しており、事故原因は、ホイール・ナットの締め付け不足2件、タイヤ交換後の増し締め未実施3件、日常（運行前）点検における確認不足4件、スチールホイールにアルミホイール用ナットの使用1件と推測されます。
また、平成14年～平成29年における月別車輪脱落事故統計によると、冬期に集中して発生し、特に2月の発生件数が最多となっていることから、これからも予断を許さない状況です。
つきましては、同種事故を防止するため、下記「車輪脱落事故防止のための4つのポイント」の確実な実施について、改めて徹底をお願いいたします。

記

「車輪脱落事故防止のための4つのポイント」
1.ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2.タイヤ交換後、50～100㎞走行後の増締めの実施

3.日常（運行前）点検における確認
4.ホイールに適合したボルト及びナットの使用

※詳細については、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/h30/index.html

※参考：国土交通省報道発表資料
　大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！～平成29年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて～
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000202.html

---

(4)ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について（再徹底）【東北運輸局発】
（配信日：H31.2.1）

東北運輸局では、平成30年12月末時点において、東北地方の大型自動車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が対前年度同月を上回るペースで発生しており、前年度発生件数の17件に迫る深刻な状況となっていることから、同種の事故を未然に防止するため、規定トルクでの確実な締め付けや、車輪脱着作業後、50～100km走行後を目安にホイール・ナットを増し締めすること、一日一回、運行前に点検ハンマなどを用いて確実に点検すること等について、関係事業者に対して通達を発出し、注意を呼びかけました。

※詳細については、東北運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jg/datsurakuzikobousi.pdf

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆